

各指定研修実施機関 代表者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部

保育支援課長 大村 顕子

(公印省略)

令和 5 年度における東京都保育士等キャリアアップ研修に係る
集合型研修の取り扱いについて (通知)

平素より、東京都保育士等キャリアアップ研修事業にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、令和 2 年 1 2 月 1 5 日付 2 福保子保第 3 9 3 3 号により、東京都保育士等キャリアアップ研修指定要領 (令和 2 年 1 2 月 1 4 日付 2 福保子保第 3 7 1 2 号) 別記「東京都保育士等キャリアアップ研修の e ラーニングによる実施について」2 (3) に規定するグループ討議等の集合型研修については、双方向のオンライン通信による代替を可能とする旨通知しておりましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の状況及び e ラーニング研修の実施状況等を踏まえ、令和 5 年度についても、下記の通り、同様の取扱いとすることとしますので、お知らせいたします。

各指定研修実施機関の皆様におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた上での研修実施にご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

1 集合型研修の取り扱いについて

グループ討議等の集合型研修 (3 時間以上) については、双方向のオンライン通信で実施することにより、集合型研修の代替とすることができる。

2 適用する研修

令和 5 年度 (令和 6 年 3 月 3 1 日) までに実施予定の研修

3 留意事項

- (1) 上記 1 の適用する場合は、グループ討議等の研修参加者が積極的に参加できる研修内容とし、1 5 時間すべて講師による講義等の研修内容とならないよう、注意すること。また、集合型研修と同等の質を担保できるよう、研修効果を高める工夫を行うこと。
- (2) 令和 6 年度以降については、新型コロナウイルス感染症の状況及び令和 5 年度までの本取扱いによる実施状況を踏まえ、改めて判断する。